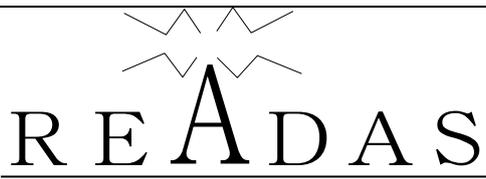


第 3952 号 (2-2)	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2010年)平成22年 3月 8日 月曜日
-----------------------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
 大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

④ グループ法人税制と連結納税制度

Q：今年度の税制改正ではグループ法人税制というものが創設されると聞きましたが、連結納税とはどう違うのですか？

A：グループ法人税制は単体課税であるのに対して、連結納税制度は連結申告を行う点で違います。

【解説】

連結納税制度とグループ法人税制は、その対象を100%資本関係のある法人としている点で同じですが、連結納税制度は、一定の資本関係にある法人が連結して一つの納税主体を構成するものに対して、グループ法人税制は、一定の資本関係にある法人が単体課税の特徴を残しながらグループ全体を一つの法人であるかのような処理をするものですから、その点において両者には相違が見られます。

具体的な相違点は、次のようなところです。

- ① 100%グループ内の所得通算
 グループ法人税制・・・不可
 連結納税制度・・・可
- ② 100%グループ間での資産移転
 グループ法人税制・・・譲渡損益繰延べ
 連結納税制度・・・譲渡損益繰延べ
- ③ 100%グループ間での寄附金
 いずれの制度も損益の認識なし
- ④ 受取配当等の益金不算入制度
 いずれの制度も全額益金算入
- ⑤ 申告納税
 グループ法人税制・・・それぞれの法人で
 連結納税制度・・・連結親法人

